

熊本県飼養衛生管理指導等計画（第2期）

（ 令 和 6 年 4 月 1 日 ）
熊 本 県 公 表

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）とする。
なお、本計画については、国内外における家畜伝染病の発生状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には随時見直す。また、3年ごとに再検討を行う。
- 3 法第12条の3に規定される、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準である飼養衛生管理基準や、法第3条の2に規定される、家畜の伝染性疾病的発生予防とまん延防止に必要な具体的な措置を総合的に実施するための指針である特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）、飼養衛生管理指導等指針、本計画を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病的発生予防とまん延防止を徹底していくことが重要である。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 熊本県における畜産業及び家畜衛生の現状

1 家畜の飼養状況（令和5年（2023年）2月1日時点熊本県畜産統計）

- (1) 乳用牛
 - ・飼養戸数：471戸、飼養頭数：44,899頭
- (2) 肉用牛
 - ・飼養戸数：2,047戸、飼養頭数：133,390頭
- (3) 豚
 - ・飼養戸数：154戸、飼養頭数：343,347頭
- (4) 採卵鶏
 - ・飼養戸数：82戸、飼養羽数：2,493,445羽
- (5) 肉用鶏
 - ・飼養戸数：79戸、飼養羽数：3,775,360羽
- (6) 馬
 - ・飼養戸数：83戸、飼養頭数：3,947頭
- (7) 養蜂
 - ・飼養戸数：243戸、蜂群数：12,400群

II 家畜の伝染性疾病的発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

本県においては、口蹄疫の発生は認められていない。豚熱については、本県での近年の発生は確認されていないが、令和5年（2023年）8月30日、佐賀県において本病の発生が確認されたことを受け、同年9月27日から飼養豚及び飼養いのしし（以下「飼養豚等」

という) に対するワクチン接種を開始した。高病原性鳥インフルエンザについては、平成26年(2014年)4月13日、肉用鶏農場において本県で初めての発生が確認され、平成28年(2016年)12月27日、採卵鶏農場において、本県2例目、令和3年(2021年)12月3日、肉用鶏農場において、本県3例目が確認された。牛の結核やブルセラ症については発生が見られないが、ヨーネ病は依然として発生している状況である。

牛伝染性リンパ腫(EBL)、子牛や豚の呼吸器・下痢疾患、乳用牛の乳房炎等の疾病については、発生が散発している状況であるが、これらの疾病は、その特性からコントロールが容易ではなく、畜産経営に大きな影響を及ぼしている。そのため、これらの家畜衛生対策を進めていくことにより生産性の向上を図る必要がある。

家畜の伝染性疾病の発生に備えた埋却地の確保については、本県では全家畜において概ね確保されている状況である。しかし、少数ながら埋却地の確保に苦慮あるいは必要面積が不足している農家が存在する。当該農家での発生や、埋却地等が使用できない事態を想定した代替手段の確保等の確実かつ速やかに封じ込めができる体制を構築する必要がある。埋却地については、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)(以下「施行規則」という)第二十一条の五に基づき、埋却地に関する情報の把握を徹底するとともに、実効性の確保に努める。家畜保健衛生所(以下、「家保」という。)は、家畜飼養者に対して、飼養衛生管理基準の目的や意義等について周知しているが、家畜飼養者の理解度及び衛生意識には温度差がある。衛生意識の高い農家や企業経営(特に豚及び鶏飼養農家)とその他の農家(特に高齢の繁殖牛飼養農家)の温度差は明瞭で、同じチェック表を用いた指導等が、各飼養農家への重荷にならないよう、信頼関係を保ちながら指導している。

このような状況の中、家畜防疫員の指導効果をより発揮するためには、国が示す飼養衛生管理基準の手引きを基に、飼養農家に対する指導基準を平準化することが大切である。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病は、5年ごとに地域を告示して乳用牛の検査を実施しており、令和4年は3戸3頭の患畜を確認。 ・EBLは、年々届出頭数が増加している状況。と畜場における摘発から、獣医師による届出に移行しつつあり、令和4年は195戸429頭の発生を確認。 ・牛ウイルス性下痢(BVD)は、継続的に届出があり、令和4年は5戸9頭の発生を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、海外及び県外導入牛からの陽性牛摘発を行うために、導入牛の検査を実施している。しかし、大規模農場での患畜が確認されている。 ・EBLについては、国が策定したガイドラインを基に対策を進めているが、本病の具体的な特徴及び対策が複雑であることから、対策が順調に進まない状況である。 ・BVDについては、国が策定したガイドラインを基に対策を講じているが、発生が続いている状況。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年に九州初となる佐賀県での 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、予防的ワクチンの接

	<p>豚熱発生を受け、予防的ワクチンの接種を開始。野生いのししでの発生は認められていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 豚流行性下痢(PED)は、令和元年シーズン(令和元年9月から令和2年8月まで)に2戸で発生しているが、以降の発生は認められていない。 	<p>種を行うとともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底についても指導している。</p> <ul style="list-style-type: none"> PEDについては、予防対策としてワクチン接種している農家は減少している状況。飼養衛生管理基準の遵守、特に早期発見、早期通報に努めることを指導している。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザは、平成26年度(H5N8 亜型)、平成28年度(H5N6 亜型)及び令和3年度(H5N1 亜型)に発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 養鶏場周辺に位置するため池について、ため池の水を抜く等の渡り鳥飛来防止対策を講じている。また、各農場においてネズミ等野生動物対策を行っているが、継続的な対策が必要である。
馬	<ul style="list-style-type: none"> 馬鼻肺炎は、令和2年度に1戸で発生。 馬パラチフスは、令和2年度以降、毎年発生しており、令和2年～令和4年で3戸6頭発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 馬パラチフスについては、軽種馬及び重種馬を北海道から導入している農家があり、導入時の検査等を行っている状況。 輸入馬が病原体持込リスクとなるため着地検査により監視を実施している。

3 家畜区分ごとの飼養衛生管理上の現状及び課題

家畜区分	現状と課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルについては、必要に応じて内容の確認や修正等を指導する必要がある。 農場の消毒や記録については、重要性について十分に説明を行うとともに、実施できているか定期的に確認・指導し、病原体の侵入予防を徹底する必要がある。 埋却地について、ほぼ全ての農場で確保されているが、少数ながら未確保の農場も存在するため、引き続き確保について指導する必要がある。 所有者の責務、早期通報については、繰り返し啓発・指導する必要がある。 埋却地が借地の場合には、土地の所有者から埋却地利用について、署名をもらうよう努める。
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルについては、必要に応じて内容の確認や修正等を指導する必要がある。 農場の消毒や記録については、従業員を含め確実に実施できているか定期的に確認・指導し、病原体の侵入予防を徹底する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域内に出入りする際や畜舎に出入りする際の手指消毒等、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用について、引き続き指導する必要がある。 ・ 埋却地については、引き続き事前調査を行い、実効性のある埋却地の確保に努める。県は、移動式レンダリング設置候補地についてリストアップするとともに、廃棄物処理施設との打ち合わせを進め、万が一事前に準備した埋却地が使用できない際の代替案について準備を進める。 ・ 所有者の責務、早期通報については、繰り返し啓発・指導する必要がある。 ・ 野生動物対策のための柵及びネットの設置について、毎月の点検を確実にし、遵守率の向上を目指す。 ・ 農場分割管理について、農場から相談があった場合には対応を進める。 ・ 野生いのしし対策としては、熊本県野生いのしし豚熱経口ワクチン対策協議会を令和5年10月31日付けで設立し、本県への侵入に備えて経口ワクチンの散布地点の選定を行っているところである。 ・ 埋却地が借地の場合には、土地の所有者から埋却地利用について、署名をもらうよう努める。
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルについては、必要に応じて内容の確認や修正等を指導する必要がある。 ・ 農場の消毒や記録については、遵守率は高いが、従業員を含め確実に実施できているか定期的に確認・指導し、病原体の侵入予防を徹底する必要がある。 ・ 衛生管理区域内に出入りする際や畜舎に出入りする際の手指消毒等、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、畜舎ごとの専用の靴の設置並びに使用について、引き続き指導する必要がある。 ・ 埋却地については、引き続き事前調査を行い、実効性のある埋却地の確保に努める。県は、移動式焼却炉装置の設置候補地についてリストアップするとともに、廃棄物処理施設との打ち合わせを進め、万が一事前に準備した埋却地が使用できない際の代替案について準備を進める。 ・ 所有者の責務、早期通報については、繰り返し啓発・指導する必要がある。 ・ 農場分割管理について、農場から相談があった場合には対応を進める。 ・ 埋却地が借地の場合には、土地の所有者から埋却地利用について、署名をもらうよう努める。
<p>馬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理基準について、継続指導する必要がある。

4 関係機関における課題

家畜飼養者をはじめとした畜産関係機関等は、各々の立場で農場における飼養衛生管理基準を遵守することを基本とする。また、病原体の侵入防止対策及びまん延防止対策を行う上

では、関係機関等の役割を明確にして、対策や指導を実施する必要がある。

前提として、畜産関係機関等（畜産団体職員や市町畜産担当者等）が飼養衛生管理区域に立入をする場合、1日に複数農場を立入検査するケースも少なくない。この場合、衛生管理区域に出入りする際の手指消毒、衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒及び交差汚染防止措置等の遵守への理解及び遵守の徹底が必要である。

ヨーネ病、馬鼻肺炎及び馬パラチフス等への対策としては、外部導入家畜が感染源となることがあるため、畜産団体等が窓口になり家畜を導入している場合には、畜産団体等は、導入元の衛生状況等の確認及び導入家畜の清浄性を確認することが重要である。

E B L対策は、平成27年に策定された「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」に基づき、県、市町村、畜産団体及び牛飼養農家等が協力して、計画的に進める必要がある。県は、市町村、畜産団体及び牛飼養農家等に対して、最終的なE B L清浄化を目的とした本病の正しい知識や情報を周知する必要がある。畜産団体は日常業務の中で、牛飼養農家へE B L対策及び取組の継続を指導することが重要。また、牛飼養農家によって、取組の進め方が異なり、対策に消極的な農家もあるため、畜産団体のさらなる農家指導等の協力が必要である。

豚等については、国内での豚熱発生により各豚飼養農家の衛生意識は高まっているが、総合的に指導できる農協等生産者団体への加入が少ないことから、現状では県及び市町村が主体となって指導を継続し、飼養衛生管理基準の遵守レベルを維持・向上していくことが求められる。また、家畜の伝染性疾病の発生に備えた焼・埋却体制の確保については、市町村と連携し利用可能な公有地のリストアップを行うとともに、県循環社会推進課及び一般廃棄物処理施設協議会と連携し、市町村及び各地域の広域行政組合と、一般廃棄物処理施設の利用についての調整を継続する必要がある。併せて、移動式レンダリング装置及び移動式焼却炉の設置場所についても定期的に確認する必要がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

家畜伝染病発生情報は、家畜飼養者はじめ関係機関等へ適宜提供するとともに、メーリングリストや熊本県防災情報メールサービス等を活用し、登録家畜飼養者に対して、一斉かつ迅速に周知する。また、飼養衛生管理基準の遵守に係る家畜飼養者への指導等は、市町村や畜産団体等と連携し、家保が立入検査及び通知等により実施する。

(1) 家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取

毎年2月時点の農家情報は、各家畜飼養者から定期報告として家保へ報告される。家保は所有する農家台帳及び防疫マップシステムにその農家情報を反映しており、家保が立入検査した際にも情報を確認し、最新情報を随時更新する。

(2) 定期報告の埋却地に関する情報について

埋却地については、定期報告及び法51条に基づく検査の際に現状の確認を行っている。埋却地が自己所有地でない場合にあっては、優先的に立入検査を行い、施行規則第二十一条の五に基づく定期報告の添付書類中の埋却地に関する情報を改めて確認する。

(3) 生産性を阻害する疾病の低減

家保は、慢性疾病等の低減対策を目的として牛、豚、家きん飼養農家を選定して、管理

獣医師及び関係団体等との協力のもと各種検査等を実施するとともに、検査結果に応じた対策を講じる。

(4) 動物用医薬品の適正な流通・使用

診療獣医師は、発行した指示書を毎月とりまとめ熊本県獣医師会へ提出し、県獣医師会は整理して畜産課へ提出する。畜産課に提出された指示書は、家保へ送付され、家保はその指示書の内容（用法・用量、出荷制限期日等）を精査し、不適正な処方がないか確認する。

内容等に不備のあった獣医師（動物用医薬品販売業者）へは立入検査等により指導を行い、適正な流通・使用を図る。

(5) 野生動物への対策強化

県は、猟友会等の協力のもと、有害鳥獣の捕獲や清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物等の検査のほか、野生動物侵入防止対策を講じるよう指導を行う。

家畜飼養者は、飼養衛生管理基準に基づき、防護柵や防鳥ネットの設置や衛生管理区域周辺の草刈り等を行い、衛生管理区域、畜舎等への野生動物の侵入防止を図る。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

家畜飼養者が、毎年提出する定期報告における飼養衛生管理基準自己チェックを基に家保の立入検査において、遵守状況を確認し、不遵守が認められた項目について指導・助言を行う。豚及び家きん飼養農家へは少なくとも年に1度、牛飼養農家へは少なくとも3年に1度、立入検査を実施する。また、家保の立入検査には広域本部、地域振興局、畜産関係団体、市町村等も同行し、各農家の各種情報を共有する。

加えて、県は、①全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対して3か月に1度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを、②全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、高病原性鳥インフルエンザ発生シーズン前の9月から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検（一斉点検）を開始し、翌年5月までのシーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返し実施するよう指導する。

家畜防疫員は、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを活用し、各家保において判断基準の平準化のための研修会等を実施する。

家畜飼養者は、家畜防疫員から指導された内容について、各自の飼養衛生管理マニュアルに反映し改善するとともに、反映させたマニュアルは従業員等に確実に周知する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

実施方針及び重点実施事項については、毎年作成し公表を行う。

I 実施方針

1 令和6年度（2024年度）の実施方針

畜種	実 施 方 針
牛	<p>1 発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病 乳用牛(6ヶ月齢以上)において、ヨーネ病検査を5年で全頭実施する。 輸入乳用牛及び種畜検査対象牛(前年度以前に検査実施の牛は除く)において、ブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランスを実施する。ブルセラ症については、流産又は死産サーベイランスも引き続き実施する。 未越夏牛の牛アルボウイルス感染症抗体保有状況調査と流行終了後の調査成績分析から発生予察を行い、流行に備えた予防注射の啓発等の対策を徹底する。</p> <p>2 まん延防止対象疾病 ヨーネ病発生農場の同居牛について、4か月毎のスクリーニングエライザ検査等を行い、感染牛の早期摘発を実施し、清浄化を図る。</p> <p>3 その他 BSEについては、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(指針)に基づき、①特定症状を呈する牛 ②一般的な理由では説明できない歩行困難、起立不能等を呈する牛 ③一般的な理由では説明できない進行性の行動変化を呈する牛 ④と畜場で異常行動・神経症状を呈する牛 ⑤家畜防疫員が検査の必要があると認めた牛について、サーベイランスを実施する。令和6年(2024年)4月1日の防疫指針改正によりサーベイランス対象牛が見直されたことから、関係者への周知徹底及び家保における検査体制を確立し、適切に検査を実施する。 EBLについては、抗体保有状況の把握を行うとともに必要に応じて精密検査を実施し、また、関係機関と連携を図り清浄化対策を進める。</p>
豚	<p>1 発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病 オーエスキー病については、清浄性を維持するため、県防疫対策要領に基づき発生予防対策を実施する。 豚熱は、ワクチンによる免疫付与状況確認のため、防疫指針に基づく抗体検査を行う。また、病性鑑定材料を用いた検査を実施する。 アフリカ豚熱は、清浄性確認のため、防疫指針に基づく抗体検査及び病性鑑定材料を用いた検査を実施する。</p> <p>2 その他 PRRSについては、抗体保有状況の把握を行うとともに、必要に応じて精密検査を実施し、清浄化への取組を推進する。 立入検査及び病性鑑定等により、異状の早期発見や疾病発生情報の収集を図る。</p>

いのしし	<p>豚熱及びアフリカ豚熱は、清浄性維持確認のため、防疫指針に基づく野生いのししの調査及び病性鑑定材料を用いた調査を実施する。</p> <p>猟友会と提携し実施している野生いのししのサーベイランス体制を維持する。令和6年度においては、農林水産部及び環境生活部合わせて捕獲いのししについて299頭以上の検査を実施する。</p> <p>立入検査等により家畜伝染性疾病の発生防止を図り、防疫体制の強化を図る。また、病性鑑定等により異状の早期発見に努める。</p> <p>また、熊本県野生いのしし豚熱経口ワクチン対策協議会では、本県又は九州において豚熱陽性野生いのししが確認された場合に備え、経口ワクチン散布地点の選定を行う。</p>
家きん	<p>1 発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病</p> <p>ニューカッスル病については、抗体保有状況の把握を行うとともに、家きん飼養者に対し、発生予防の指導を実施する。</p> <p>鳥インフルエンザの侵入防止及び早期発見のため防疫体制の強化を図る。</p> <p>2 その他</p> <p>鳥マイコプラズマ症については、抗体保有状況の把握を行う。</p>
馬	<p>馬インフルエンザ、馬パラチフスは必要に応じ検査を実施する。</p> <p>輸入馬の着地検査を実施するとともに、協会・団体が実施する各種疾病予防対策を支援する。</p>
めん羊・山羊	<p>1 発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病</p> <p>伝達性海綿状脳症について、臨床検査を行い、TSE検査対応マニュアルに基づいた病性鑑定を実施する。</p>
蜜蜂	<p>1 発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病</p> <p>腐蛆病について、立入検査等により異状の早期発見や疾病発生情報の収集を図る。</p> <p>バロア症及びアカリンダニ症は、必要に応じて病性鑑定を実施する。</p>

2 重点実施事項について

畜種	対象とする疾病等	検査、注射、薬浴、投薬の区分	実施地域あるいは実施施設の飼養頭羽数		対象畜種の範囲及び事業量(頭羽数)		実施時期	摘要
			実施地域名あるいは実施施設の力所数	左の区域の飼養頭羽数	対象畜種の範囲	事業量		
牛	ヨーネ病	検査(精密)	県下一円	44,899	乳用牛及び同居牛	13,040	年間	スクリーニング法による抗体検査、リアルタイムPCR法による遺伝子検出
	ブルセラ症	〃	〃	83	乳用牛・肉用牛の抽出検査	83	年間	輸入牛、種畜検査対象牛、流死産母牛が対象
	結核	〃	〃	70	乳用牛・肉用牛の抽出検査	70	年間	輸入牛が対象
	アルボウイルス感染症	〃	〃	154,427	乳用牛・肉用牛の抽出検査	200	6,8,9,11月	血清学的検査(中和試験)、ウイルス分離
	牛海綿状脳症	〃	〃	154,427	肉用牛・乳用牛	100	年間	ELISA法による異常プリオン蛋白の検出
	牛伝染性リンパ腫	〃	〃	154,427	乳用牛・肉用牛	2,950	年間	血清学的検査
	伝染性疾病	臨床立入検査	〃	154,427	乳用牛・肉用牛	54,500	年間	飼養衛生管理基準の遵守について指導
豚	オーエスキー病	検査(精密)	〃	343,347	繁殖豚・肥育豚	700	年間	オーエスキー病の清浄性の維持・確認

	豚熱	検査（精密）	〃	343,347	繁殖豚・肥育豚	15,000	年間	豚熱ワクチンの免疫付与状況確認
	伝染性疾病	臨床立入検査	〃	343,347	繁殖豚・肥育豚	85,000	年間	飼養衛生管理基準の遵守について指導
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	検査（精密）	〃	6,762,187	採卵鶏・肉用鶏・種鶏	2,100	年間	防疫指針に基づく定点及び強化モニタリングを実施
	伝染性疾病	臨床立入検査	〃	6,762,187	採卵鶏・肉用鶏・種鶏	282,500	年間	飼養衛生管理基準の遵守について指導
馬	伝染性疾病	臨床立入検査	〃	4,254	軽種馬・重種馬	2,616	年間	馬インフルエンザ等の疾病発生予防の指導及び輸入馬の着地検査を実施
めん羊 山羊	伝染性疾病	臨床立入検査	〃	841	繁殖・肥育	495	年間	TSE 検査対応マニュアルに基づく検査等も実施
計				15,222,270		459,354		

3 令和6年度(2024年度) 実施計画

疾病区分	実施頭羽(群)数		所要人数(延)				実施根拠 法律条文	摘 要
	実頭羽 (群)数	延頭羽 (群)数	家畜防 疫員	雇入獣 医師	計	1人1日 当たり平 均実施頭 羽(群)数		
ブルセラ症(エライザ法)	83	83	12	0	12	7	家畜防疫対策要綱 (以下、要綱)及び51 条	清浄性維持サ ーベイランス
結核(皮内法)	70	70	12	0	12	6	要綱及び51条	清浄性維持サ ーベイランス
ヨーネ病(エライザ法)	12,918	12,918	550	0	550	23	5条及び51条	5条検査、まん 延防止
ヨーネ病(リアルタイムPCR)	122	122	0	0	0	0	5条及び51条	5条検査、まん 延防止
精 アカバネ病(中和試験)	50	200	40	0	40	5	要綱及び51条	同一血清使用
イバラキ病(中和試験)	50	200						
牛流行熱(中和試験)	50	200						
チュウザン病(中和試験)	50	200						
アイノウイルス感染症(中和試験)	50	200						
密 ピートンウイルス感染症(中和試験)	50	200						

検	牛伝染性リンパ腫	2,950	2,950	100	0	100	30	要綱及び 51 条		
	牛海綿状脳症(エライザ法)	100	100	48	0	48	2	5 条及び BSE 特措法		
	オーエスキー病(凝集反応)	700	700	0	0	0	0	要綱及び 51 条	豚熱検査と同一血清	
	豚熱(エライザ法)	15,000	15,000	750	0	750	20	要綱及び 51 条	飼養豚	
	豚熱(PCR 法)	250	250	0	0	0	0	要綱	野生いのしし	
	アフリカ豚熱(PCR 法)	250	250	0	0	0	0	要綱	豚熱検査と同一血清 野生いのしし	
	PRRS(エライザ法)	980	980	40	0	40	25	要綱及び 51 条		
	ニューカッスル病 (HI 試験)	1,450	1,450	35	0	35	45	要綱及び 51 条		
	査	鳥マイコプラズマ症 (急速法)	700	700	0	0	0	0	要綱及び 51 条	ニューカッスル病検査と同一血清
		高病原性鳥インフルエンザ(エライザ法)	2,100	2,100	55	0	55	38	要綱及び 51 条	定点 15 戸(毎月)、強化 30 戸
腐蛆病		1,900	1,900	55	0	55	35	5 条		
計		39,823	40,573	1,694	0	1,694				

疾病区分		実施頭羽(群)数		所要人数(延)				実施根拠 法律条文	摘 要
		実頭羽 (群)数	延頭羽 (群)数	家畜防疫 員	雇入獣医 師	計	1人1日 当たり平 均実施頭 羽(群)数		
臨 床 検 査	牛伝染性疾病	54,500	54,500	830	0	830	66	51 条	【主要疾病名】FMD、IBR、流行性感冒、E BL、BVD 及び BSE 【家畜の範囲】乳用牛及び肉用牛
	豚伝染性疾病	85,000	85,000	250	0	250	340	51 条	【主要疾病名】FMD、AD、PRRS、CSF、 ASF、豚丹毒、トキソ、APP、MPS、SI、 AR、TGE 及び PED 【家畜の範囲】繁殖豚、肥育豚、子豚及 びいのしし
	鶏伝染性疾病	282,500	282,500	270	0	270	1,046	51 条	【主要疾病名】鳥インフルエンザ、ND、 IB、IBD、ILT、ワクモ及びマイコプラズマ 【家畜の範囲】種鶏、採卵鶏、肉用鶏、あ ひる、うずら、きじ及びだちょう
	蜜蜂伝染性疾病	3,350	3,350	60	0	60	56	51 条	【主要疾病名】腐蛆病、チョーク病及びバ ロア病 【家畜の範囲】定飼、転飼及び授粉用県 外移出蜂群
	馬伝染性疾病	2,616	2,616	30	0	30	87	51 条	【主要疾病名】馬インフルエンザ、馬パラ チフス、馬伝染性子宮炎及び WNV 感染 症

									【家畜の範囲】軽種馬及び重種馬
	羊伝染性疾病	495	495	30	0	30	17	51 条	【主要疾病名】TSE 及び山羊関節炎・脳脊髄炎 【家畜の範囲】めん羊及び山羊
着 地 検 査	牛伝染性疾病	1,000	1,000	24	0	24	42	51 条	【主要疾病名】ヨーネ病、ブルセラ症及び牛バエ幼虫症 【家畜の範囲】輸入牛
	豚伝染性疾病	200	200	2	0	2	100	51 条	【主要疾病名】豚熱及びアフリカ豚熱 【家畜の範囲】輸入豚
	馬伝染性疾病	7,550	7,550	70	0	70	108	51 条	【主要疾病名】馬ウイルス性動脈炎、馬インフルエンザ及び WNV 感染症 【家畜の範囲】輸入馬
	鶏伝染性疾病	0	0	0	0	0	0	51 条	【主要疾病名】鳥インフルエンザ及び ND 【家畜の範囲】輸入雛
	計	442,721	442,721	1,562	0	1,562			
注 射 事 業	豚熱(豚熱生ワクチン)	7,041	7,041	692	0	692	10	6 条	家畜防疫員による継続接種、免疫付与状況確認検査等
	計	7,041	7,041	692	0	692			

II 収集した情報の農場への還元及び飼養衛生管理向上に関する事項

- 1 アルボウイルスの動向調査を始めとしたサーベイランス成績については、広報等を活用し、地域に還元し、地域全体として損耗防止を図る。

- 2 家保で実施した病性鑑定については、個人情報には十分注意しながら、後述する飼養衛生管理者への研修、地域における推進会議、あるいは業績発表会等を利用し、発生状況、課題及び発生予防対策について広く周知し、地域全体としての損耗防止を図る。
- 3 と畜検査の結果を農場指導に活用する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

実施方針及び各年度優先事項等については以下のように定め、公表を行う。

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等の準備 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第 51 条に基づく検査を少なくとも3年に1回以上実施する。なお、左の項目が不遵守である場合は繰り返し実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条の 4 に基づく定期報告での遵守の確認 ・法第 51 条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 ・飼養衛生管理者に対する研修 ・利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の協議を進める。
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・適切な加熱処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び衣服の設置、使用並びに手指の洗浄及び消毒のほか、大臣指定地域における追加措置の実 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第 51 条に基づく検査を毎年3月までに全戸終了させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条の 4 に基づく定期報告での遵守の確認 ・法第 51 条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 ・飼養衛生管理者に対する研修 ・利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の協議を進める。 ・大臣指定地域における追加措置について、周知徹底を図り、遵守率の向上に努める

	<ul style="list-style-type: none"> 施 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等の準備 		
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・家さんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服、衛生管理区域専用及び家きん舎専用の靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等の準備 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第 51 条に基づく検査を毎年 11 月までに 1 回以上全戸実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条の 4 に基づく定期報告での遵守の確認 ・法第 51 条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 ・飼養衛生管理者に対する研修 ・利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の協議、焼却施設又は化製処理施設の利用の調整を行う。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃 	<p>地域： 県内全域</p> <p>時期： 法第 51 条に基づく検査を少なくとも 3 年に 1 回以上実施する。なお、左の項目が不遵守であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条の 4 に基づく定期報告での遵守の確認 ・法第 51 条に基づく立入検査による飼養衛生管理状況の確認及び指導 ・飼養衛生管理者に対する研修

	又は消毒等	る場合は繰り返し実施する。	
--	-------	---------------	--

2 各年度の優先事項等

令和6年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> 適切な加熱処理済みの飼料の利用 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 大臣指定地域における追加措置の実施 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 特定症状が確認された場合の早期通報 埋却等の準備 	県内全域	令和5年度から豚熱予防的ワクチン接種が開始され、豚熱及びアフリカ豚熱の侵入リスクが高まっていることから、他畜種より優先して指導を行う必要があるため。	法第51条に基づく検査を3月までに全戸終了させる。

令和7年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用 家きん舎出入り時の手指消毒等 特定症状が確認された場合の早期通報 埋却等の準備 	県内全域	地域における飼養羽数が多く、近年の高病原性鳥インフルエンザ発生状況を踏まえると、継続して、さらに重点的に指導を行う必要があるため。	法第51条に基づく検査を11月までに全戸終了させる。

令和8年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の所有者の責務の徹底 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等の準備 	県内全域	地域における飼養農場数が多く、飼養衛生管理マニュアルの作成がR4.2.1から施行されていることから、継続して、さらに重点的に指導を行う必要があるため。	法第51条に基づく検査を3月までに終了させる。なお、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- 2 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 家畜の所有者等に対して、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境の整備に努めるよう指導する。
- 4 家畜の所有者等に対して、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認された農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練するよう指導する。
- 5 埋却地については、確保している農場であっても地質等の状態によっては埋却に不相当となる可能性がある。そのため、関係者ともに入念な事前確認を毎年行い、実効性のある埋却地の確保に努めるとともに、県や市町村、農業団体等が保有する土地で、移動式レンダリング装置の設置可能な場所や焼却可能な施設を選定し、協議・事前協定締結等を実施する。
- 6 豚1万頭以上を飼養する農場及び採卵鶏20万羽以上又は肉用鶏20万羽以上飼養する農場に対しては、万が一豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した際の影響が重大であることから、発生時の対応計画を県及び農場管理者で協議して策定し、内容について毎年見直しを行う。対応計画の策定に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化するよう農場管理者に指導する。また、移動式焼却炉又は移動式レンダリング装置の活用を検討している農場については、運用計画を策定すること。

- 7 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組むこと。県は、家畜の所有者から相談があった際には、農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- 1 家畜の所有者又はその組織する団体は、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を地域レベルで実行するために、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、農場のみならず農場周辺部を含めた一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組む。
- 2 このため、県及び市町村は、相互に連携を図りながら、1の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- 3 また、県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済組合、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、
 - ① 平常時における家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。
なお、県は、これらの協議会等の取組が的確、円滑なものとなるよう助言、指導に努める。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

- 1 家畜防疫員の確保及び育成
 - (1) 修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師の家畜防疫員任命、退職獣医師等の潜在的な人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に確保するよう努める。
 - (2) 関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図り、また本県においてもこれらの研修会等を積極的

に開催するよう努める。研修等の内容については、関係部局と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

- (3) 家畜防疫員としての病性鑑定に必要とされる資質・能力の向上を図るため、特定家畜伝染病の病性鑑定に係る基礎研修、病性鑑定研修を実施する。
- (4) 飼養衛生管理基準遵守指導の判断基準平準化のため、飼養衛生管理基準に係る研修会を各家保で実施する。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準の遵守に係る業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により把握する。この際、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定め、速やかに選任するよう指導する。また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、家畜の伝染性疾患の発生の状況・動向、飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容、本県の指導計画の内容、その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項についての研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。また、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。

(2) 豚熱ワクチン接種に係る認定農場の登録飼養衛生管理者及び希望する者に対して、豚熱ワクチン接種を適切に実施するために必要な知識及び技術習得並びに向上を図るための研修会（フォローアップ研修会を含む。）を開催する。

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 情報の提供は、以下の内容について、電子メール、FAX、文書等により行う。

ア 平常時

国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾患の発生状況の調査に関する事項等

イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時

当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

- (2) 外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 飼養衛生管理状況の確認及び指導等の確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

- 2 法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、施行規則第 21 条の 7 及び以下の①から④までの規定に従って実施する。

- ① 法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第 12 条の 5 に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行う。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付する。

- ② ①における確認をさせた結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 1 週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容及び不遵守事項に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、県は速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

- ③ ②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則 1 週間とし、当該期間が経過した後、県は、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認する。

④ ①から③までの改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等によることとする。
 なお、法第34条の2に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として3日間とする。

法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を積極的かつ速やかに公表し、国へ報告する。

3 1日のうちに複数農場を立入検査する際の衛生管理について

家畜防疫員及び畜産関係者については、1日に複数の衛生管理区域に出入りする場合も少なくない。この場合、飼養衛生管理基準に基づき、衛生管理区域に出入りする際の手指消毒、衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒及び交差汚染防止措置等を徹底する。なお、家畜防疫員は畜産関係者に対して、立入や検査の同行時等に各項目の理解を促すとともに、遵守徹底の協力を依頼する。

4 指導計画の策定・改正に関する方針

本計画は3年ごとに再検討し、計画にはその時々で現場で問題となっている項目を盛り込み、関係団体一丸となって課題解決に取り組む必要がある。そのため、計画の策定・改正の際は、市町村、生産者団体等に対して作成案を提示し、意見を聴取した上で実施する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州・沖縄・山口家畜防疫連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県畜産振興課 ・ 福岡県畜産課 ・ 佐賀県畜産課 ・ 長崎県畜産課 ・ 大分県畜産振興課 ・ 宮崎県家畜防疫対策課 ・ 鹿児島県家畜防疫対策課 ・ 沖縄県畜産課 ・ 熊本県畜産課 	夏頃	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各県の家畜衛生状況について
福岡県・熊本県県境防疫連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県畜産課、筑後家保 ・ 熊本県畜産課、城北家保 	10月頃	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各県の家畜衛生状況について ・ 県境付近の家畜飼養状況について ・ 家畜衛生に関する情報交換について

長崎県・熊本 県県境防疫連 絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県畜産課、県南家保 ・熊本県畜産課、中央家保、天草家保 	10月頃	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の家畜衛生状況について ・県境付近の家畜飼養状況について ・家畜衛生に関する情報交換について
大分県・宮崎 県・熊本県 県境防疫連絡協 議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県畜産振興課、豊後大野家保 ・宮崎県家畜防疫対策課、延岡家保 ・熊本県畜産課、阿蘇家保 	10月頃	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の家畜衛生状況について ・県境付近の家畜飼養状況について ・家畜衛生に関する情報交換について
宮崎県・鹿児 島県・熊本 県県境防疫連絡 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県家畜防疫対策課、宮崎家保、都城家保 ・鹿児島県家畜防疫対策課、北薩家保、始良家保、曾於家保 ・熊本県畜産課、城南家保 	10月頃	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の家畜衛生状況について ・県境付近の家畜飼養状況について ・家畜衛生に関する情報交換について
熊本県中央地 区家畜自衛防 疫促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県畜産協会 ・市町村 ・畜産関係団体 ・熊本県獣医師会各支部 	通年	熊本県中央地 区家畜自衛防 疫促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各種予防注射の接種推進 ・伝染性疾病の発生予防 ・家畜衛生に関する情報について
熊本県城北地 区家畜自衛防 疫促進協議会			熊本県城北地 区家畜自衛防 疫促進協議会	
熊本県阿蘇地 区家畜自衛防 疫促進協議会			熊本県阿蘇地 区家畜自衛防 疫促進協議会	
熊本県城南地 区家畜自衛防 疫促進協議会			熊本県城南地 区家畜自衛防 疫促進協議会	
熊本県天草地 区家畜自衛防 疫促進協議会			熊本県天草地 区家畜自衛防 疫促進協議会	
熊本県野生 いのしし豚熱 経口ワクチン 対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県畜産課、中央家畜保健衛生所、自然保護課、むらづくり課、森林整備課 	通年	公益社団法人 熊本県畜産協 会	<ul style="list-style-type: none"> ・野生いのししにおける豚熱ウイルス拡散防止 ・経口ワクチン散布

	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人畜産協会 ・一般社団法人熊本県猟友会 			方針等について
--	--	--	--	---------

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 国内で口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、県は防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、県内の家畜飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- 2 万が一県内で発生した場合は、県は迅速な防疫措置を実施すると同時に、防疫指針に基づいたサーベイランス及び飼養衛生管理基準の遵守状況の緊急点検を実施する。まん延の恐れがある場合には、関係機関と協力しながら、農場への消毒指導や畜産関係車両が通行する道路の消毒等、地域の病原体量の低減について対策を講じ、関係団体は飼養者に対してこれらの取り組みが確実に実施されるよう指導する。また、飼養衛生管理者に対しては、平時の衛生管理に加え、マニュアルに基づく消毒や施設の自己点検の実施について指導するとともに、従業員に対して通報要件及び連絡体制を確認させるよう指導する。
- 3 疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第五章のⅢの2のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 4 県内の農場において特定症状が確認された場合、早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、家保の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 観光牧場や愛玩動物については、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、飼養衛生管理基準指導に基づく観光牧場規則（マニュアル）を作成し、適宜見直しを行う。

また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、関係機関に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。